

浜岡原子力発電所 3号機 主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)  
航空障害灯の点検について

平成 25 年 7 月 29 日

発生場所	浜岡原子力発電所 3号機 主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)(※1)
発生年月日	平成 25 年 7 月 27 日
発生時の状況	<p>7月27日午前10時00分、3号機主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)(※2)に設置している航空障害灯(※3)の異常を示す警報が点灯しました。</p> <p>航空障害灯全3灯のうち、異常を示す警報が点灯した1灯を目視確認したところ、閃光状態に異常は認められませんでした。航空障害灯の異常を検知する制御盤において、実際の閃光状態と異なる状態を表示しており、正しく検知していないことが分かりました。</p> <p>なお、本件については、直ちに設備を管轄する東京空港事務所に連絡をおこないました。</p>
対応	<p>異常が認められている航空障害灯設備については、本日(7月29日)から、点検を開始し、異常の原因調査を実施します。</p> <p>点検に伴い、今後、当該排気筒において、航空障害灯全3灯および電源を共有している原子力施設用灯火(※4)全4灯が消灯します。</p> <p>なお、警報が点灯した1灯は、7月9日に灯火の閃光状況(点滅間隔)に異常が確認され、ランプの取替を行ったものですが、今回は閃光状況に異常は確認されていません。</p>
放射能の影響	本事象は放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。
お知らせ基準	「表 2-18 航路標識灯、航空障害灯、原子力施設用灯火に不点等の異常があったとき(計画的な点検を除く。)」に該当します。

※1 当該排気筒は浜岡原子力発電所 3号機と浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋で共用しており、「浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置排気筒(3号共用)」の名称で東京航空局に届出ています。

7月9日および7月10日のお知らせでは届出名称を用いておりましたが、分かりやすさの観点から、今後は「浜岡原子力発電所 3号機 主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)」という名称でお知らせいたします。

※2 排気筒は、原子力施設内の空気を大気中に放出するための円筒状の排気設備です

※3 航空障害灯は、航空法で定められた高さ以上の建物に設置しなければならないもので、浜岡原子力発電所の全ての主排気筒に設置されています。

※4 原子力施設用灯火は、原子炉施設への航空機の接近を防止するためのもので、浜岡原子力発電所では、浜岡原子力発電所 3号機 主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)のみに設置されています。

以上